令和６年６月 13 日

令和６年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書の記載誤りについて

令和６年６月１日付けで発送いたしました、令和６年度市民税・県民税・森林環境税納税通知書において、税額計算内訳書（2 ページ目）に、２点の記載誤りが判明いたしました。

＜概要（記載誤りについて）＞

●１点目　「所得控除合計」の右の欄に所得控除合計額が記載されるべきところ、１段上へ記載されました。**所得控除合計額に誤りはありません。**

●２点目　本来記載されるべきではない、課税標準額の欄に「老年経過措置控除」が表示され、市民税・県民税のどちらかの欄に１，０００円が記載されました。**合計年税額に誤りはありません。**

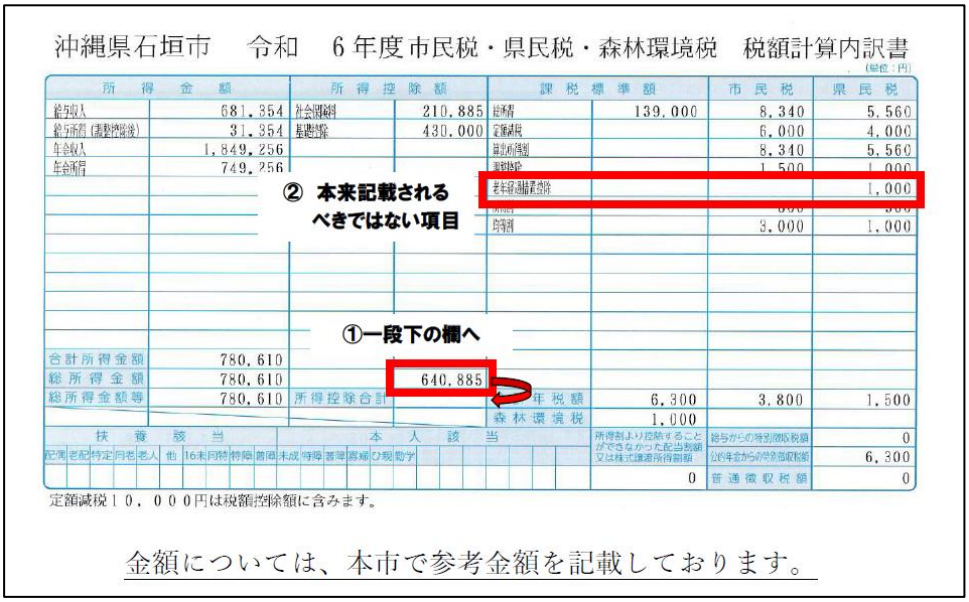

＜原因＞

税制改正による、システム改修時にシステム委託業者のプログラム設定の誤りによるものです。また、今回納税通知書を印刷した際に印字位置がずれていることを見落としたことによるものです。

＜対象者＞

１点目の対象者数　７，９１７件

２点目の対象者数　３，５９４件

＜今後の対応＞

所得控除合計額及び合計年税額に誤りはありませんが、対象の皆様には、改めて正しく印字された税額計算内訳書をお詫びの文書ともに送付いたします。

＜再発防止策＞

今後は、制度改正のシステム改修時におけるチェックを、システム委託業者のみに任せず、市として徹底してまいります。

対象の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。